

## 第 6 章 国際法の平和的実現

### 3. 非司法的処理——周旋・仲介、国際審査、国際調停

【『教科書』341-349 頁】

#### 3-A. 総説

##### a. 「紛争」概念

- ・一般に、「紛争解決 (dispute settlement)」として知られる。「紛争処理」と訳されることもある。ex. 【国連憲章第 6 章】タイトル
- ・「紛争」の存否自体に争いがあることがある。【資料 1 : 北方領土】紛争の存否を巡る日ソ政府間の応酬】
- ・「争い」に関する分類

抗争 (conflict) : 社会的事実としての争い

紛争 (dispute) : 抗争を背景にする、言葉の、特に法的な争い

武力抗争 (armed conflict) : 抗争を背景とする、武力が用いられる争い

- ・司法裁判における事項管轄をめぐって特に争われる (後述)。
- ・法的に定式化された dispute の解決は conflict の解消までも意味しない。

##### b. 「解決」概念

- ・「解決」したかどうかは、「紛争」概念による。
- ・「解決」方法の諸類型
  - 強制的解決 : 強制力を用いた紛争解決 ex. 戦争、復讐
  - 平和的解決 : 強制力を用いない紛争解決 ex. 交渉、仲介この分類は、戦争違法化との関係で重要である。
- ・平和的解決の諸類型
  - 当事者のみ : 直接交渉
  - 第三者の介在 :
    - ①裁判手続 : 原則として法を基準とする。
    - ②非裁判手続 : 必ずしも法を基準としない。
- ・平和的紛争解決諸手続の関係
  - 単線構造的思考 : 紛争解決のためには、非裁判手続よりも裁判手続、そして義務的裁判の拡大強化という、裁判に向かつての単線をたどる立場
  - 複線構造的思考 : 非裁判手続と裁判手続とは国際社会の構造上それぞれに存在理

由があり、国際紛争の性格に応じて、非裁判手続と裁判手続がそれぞれに発展をたどるのであり、またそのように努力すべきだと考える立場

・基本的には、複線構造的思考が適切である。なぜなら、①それが分権構造を有する国際社会にとって適合的であり、②国内においてさえ単線構造的思考がとられているとは必ずしも言えないからである。紛争解決手段の多様化（後述）によって、ますます複線構造的思考の方が適切となる傾向にある。

・複線構造論は、dispute の解決は conflict の解決までも意味しないとする考え方を強調する。また、裁判で利用される裁判規範だけでなく、国際法主体の行為の指針となる行為規範を重要視する考え方と結びつきやすい。更に、国際事件（international incidents）研究の重要性を強調する。

### c. 国際法の公法化現象との関係

- ・伝統的国際法は国内私法類推より成り、紛争解決の範囲は当事者に限られていた。
- ・しかし、①紛争が問題する利益が国際共同体全体に関わったり、②紛争への「第三者」の介入が認められたりするようになる。ex. 【2001年国家責任法条文草案第48条】
- ・ただし、共同体化は司法化までも意味するわけではない。

## 3-B. 非裁判手続の諸類型

### 3-B-(1) 直接交渉

#### a. 総説

直接交渉：紛争当事国が直接に外交手続によって双方の主張の調整を図り、紛争を解決しようとするもの

・最も、初歩的・基本的な手法。通常、直接交渉は問題解決の出発点であると同時に、他の紛争解決のベースである。

・【1907年国際紛争平和的処理条約第9条、第38条、1949年国際紛争平和的処理一般議定書第1条】

#### b. 実例

・条約による。Ex. 【原子力事故通報条約第6条（協議）（1986年）、化学兵器禁止条約第9条（協議、協力及び事実調査）（1993年）、環境と開発に関するリオ宣言第19原則（事前通報、情報提供）（1992年）】

・判決による。Ex. アイスランド漁業管轄権事件（本案）ICJ判決（英国 vs. アイスランド）（1974年）【資料2】

c. 限界

- ・複数論点が政治的結合する場合、軍事的対立の場合。
- ・論点が広く国際的に影響（当事者の拡大）する場合、発生において複数当事者が関わる場合。

3－B－（2）周旋・居中調停

a. 定義

周旋（good offices）：第三国が紛争当事国へ直接交渉による解決を勧告したり、そのための便宜を提供したりする紛争解決方式

居中調停（仲介、mediation）：第三国が更に紛争当事国の交渉に加わり、当事者の意見調整や紛争解決案提示にまで立ち入る方式

- ・中立的な第三国とはいえ、実際には利害関係を持つ大国が周旋・居中調停に当たることが多い。

b. 周旋

代表的実例として、

- ・ポーツマス講和会議（1905年）、ベトナム戦争和平会議（1973年）

c. 居中調停

- ・居中調停を義務づけた代表的な例として、【資料3：トルコに関するパリ条約（1856年）】

- ・特別な類型として、特別居中調停：【1907年国際紛争処理条約第8条】

実例として、

- ・イラン人質事件におけるアルジェリア【資料4】
- ・ドッガー・バンク事件（1904年）（後述）、キャンプ・デービッド会議（1978年）

d. 評価

- ・周旋と居中調停は、連続的である。

3－B－（3）国際審査

a. 定義

国際審査（international inquiry）：個人資格で選出された委員から構成される非政治的・中立的な国際委員会が紛争の事実関係を公正で客観的な立場で調査し、場合によっては法的評価をも加え、間接的に紛争の解決を促進させる紛争解決方式

## b. 成立史

- ・1899年第1回ハーグ平和会議で6ヶ条の関連規定【1899年国際紛争平和的処理条約】【資料5】
- ・1904年ドッガー・バンク事件【資料6】で、この方式の有用性が認識される。
- ・1907年第2回ハーグ平和会議：【1907年国際紛争処理条約第3章】
- ・その後、1911年ノックス条約や1913-14年ブライアン条約で実現するも、批准されなかったり実施されなかったりした。

## c. 実例

- ・レッド・クルセイダー号事件（1962年）【資料7】

### 3-B-(4) 国際調停

#### a. 定義

国際調停 (international conciliation) : 個人資格で選出された委員から構成される非政治的・中立的な国際委員会が国際紛争をあらゆる観点から審査し、それを基礎として当事国の主張の接近を図り、必要な場合には紛争解決条件を当事国に勧告する一連の手続を含む国際紛争の平和的処理方法

#### b. 運用と近時の展開

- ・1920年のスウェーデン-チリ間の条約が最初のもの。
- ・国際連盟はそれ自体（総会と理事会）が、常設の一般的国際調停委員会と見なすことが出来る。
- ・義務的調停制度を規定する200近い条約が締結されたが、実際の利用は極めて少なかった。
- ・特定分野の条約の中で、調停委員会を設けるものが増えてくる。  
ex. 自由権規約第42条、条約法条約第66条(b)とその付属書

### 3-C. 国際連盟・国際連合における非裁判手続

#### 3-C-(1) 国際連盟

##### a. 加盟国間の場合

【連盟規約第12条、第13条、第14条、第15条】

- ・紛争当事者の一方の当事者の事務総長への通告で足りる【第15条1項第2文】点からす

ると、紛争解決に関して迅速だと言えようが、【第4項、第8項、第9項】に見られる制限がある。

b. 非加盟国が関わる場合

【第17条】

3-C-(2) 国際連合

a. 概観【資料8】

・6つの主要機関のうち、安保理、総会、事務局、国際司法裁判所、事務局の4つが紛争解決に関与する。非裁判手続に関しては、前三者が関与する。

・【国連憲章第2条3項】が原則であり、【第2条7項】【第52条】などが関わる。

b. 安全保障理事会による紛争の平和的解決

・【国連憲章第6章】【第33条】以下。

・【第38条】は、紛争当事国からの流れとは別のルートである。

・安保理による審議に見られるように【第31、32条】、理事国中心の考え方がよく現れている

・【第6章】から【第7章】へは、連続的なプロセスにある。ex.イラン・イラク戦争に関する安保理諸決議【資料9】

・安保理が第6章に基づく解決に関心を持つのは、その主たる任務である「国際法平和及び安全の維持」の目的のためである。

c. 総会による紛争の平和的解決

・(事項)【憲章第10条】(総会の一般的な権限)、【第11条2項】(具体的規定)にあるように、一般には安保理よりも広い対象を扱う。

・(手続)当事国による付託を待たずに、職権で紛争解決条件を提示できる【第14条】。ただし【第12条】に反しない限りのことだと規定される。

他方、実行上、これは守られていない。「遂行している」を「現にその時点において遂行している」と制限的に解釈することで実質的には修正といえる解釈が採られている。

・ただし、国際の平和と安全については安保理に優先的な権限が与えられていることは確かである。【第11条2項】

d. 事務総長による紛争の平和的解決

・【第99条】

・実際には大きい役割を果たす。国連の権威を体現している。ex. 1982年フォークランド紛争でのデ・クイヤル事務総長。1986年レインボー・ウォリア号事件【百選85】【資料10】

・【第100条】「国際性」に忠実であることが求められる。

\* \* \* 資料 \* \* \*

【資料1】

【資料1-1】過去の様々なやり取り

(28)北方領土に関する日ソ間の相違

(1) ソ連政府対日口頭声明(1970年11月11日、在京代理大使口頭伝達)

ソ連政府は、第二次世界大戦の結果形成されたソ連と日本との間の国境を再検討し

ようとする試みは何の根拠もないものであり、かつ、必ず失敗するものであることを断固として強調したい。そもそも、ソ連の領土に対する要求は、戦後の平和的調整を破壊することを目的としたものであり、現下の国際情勢発展の全般的傾向に逆行するものであることは、ヨーロッパで戦後形成された国境の不動性を確認したソ連とドイツ連邦共和国との間の条約が調印されたことにも現れている。明らかに報復主義的性格を帯びた日本の領土要求は、国際緊張の緩和および全般的平和に対する諸国民の願望に対して激しい不協和音として響くものである。

(国際地域資料センター編『日本の領土と日ソ関係』1986年、547頁)

(2) 前記声明に対する日本政府回答(1970年11月17日外務次官口頭伝達)

そもそも1956年の日ソ共同宣言は「両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続する」旨を規定しているが、当時日ソ間の国交の回復が平和条約によって行われなかったのは、歯舞群島および色丹島を除いては領土問題について日ソ間で合意が得られず、これを後日の交渉に委ねることとされたからである。

ソ連邦政府は、日本国内におけるこのような動きは国際情勢発展の全般的傾向に逆行するものであると述べ、最近ソ連邦政府がドイツ連邦共和国政府との間に締結した条約を範例のごとくに掲げているが、北方領土問題は、歴史上いまだかつて如何なる他国の領土ともなったことのない日本固有の領土を、ソ連邦政府が不法に占拠したまま日本国への返還を拒んでいる不自然な状態のみに由来する問題であって、歴史的、政治的背景を異にする世界の如何なる他の部分の事態とも比較し、ないし同一視され得べき問題ではない。

(同上、547-8頁)

(13)「北方領土」紛争の存否をめぐる日ソ政府間の応酬

(1) 「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明(1981年1月20日)

ソ日関係にはいかなる領土問題も存在しない。

(2) 上記ソ連側口頭声明に対する日本側の反論(1981年1月28日)

日ソ間に厳存する未解決の領土問題を解決して平和条約を締結することが両国にとっての最も基本的な課題である。

(外務省大臣官房国内広報課『われらの北方領土 2001年版』2001年、26-7頁)。(第4章1節7項参照)

【資料1-2】最近の動き

>北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談(2008年7月)

「2.領土問題

(1) 福田総理より、両国関係を高い次元に引き上げるためには、唯一の政治懸案である領土問題を解決し、国民のわだかまりを取り除く必要がある旨述べたのに対し、メドヴェージェフ大統領より、領土問題が解決されれば、両国関係が最高水準に引き上げられることに疑いがなく、現状の両国関係を抜本的に変えられると思う旨述べた。

(2) その上で、現段階での両首脳の間での共通認識として、以下の諸点で一致した。

(イ) 第一に、アジア太平洋地域において、日露両国が協力と連携を深めていくことは、両国の戦略的な利益に合致するのみならず、この地域の安定と繁栄に貢献するためにも必要であること。

(ロ) 第二に、戦略的に重要な隣国である両国間に平和条約が存在しないことは、幅広い分野における日露関係の進展にとり支障になっていること。日露双方とも両国関係を完全に正常化するため、この問題を棚上げすることなく、できるだけ早期に解決することを強く望んでいること。

(ハ) 第三に、平和条約については、日露間の領土問題を最終的に解決するものでなければならないこと。この問題の解決は、日露両国の利益に合致し、双方にとって受入れ可能なものでなければならないこと。

(ニ) 第四に、日露双方は、以上の共通認識に従い、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、平和条約につき、首脳レベルを含む交渉を誠実に行っていく意向であること。そして、この問題を最終的に解決するために前進しようとする決意が双方において存在すること。」

<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/visit/0807\\_sk.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/visit/0807_sk.html)>

>日露首脳会談（2015年11月16日）

「北方領土問題について、2013年4月の安倍総理のロシア訪問の際の合意に基づき、双方に受入れ可能な解決策の作成に向けた率直な意見交換が、両首脳の間で行われた。」

<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1\\_000158.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000158.html)>

【資料2】アイスランド漁業管轄権事件（本案）ICJ判決（英国 vs.アイスランド）（1974年）

**(20) 漁業管轄権事件(本案)ICJ判決(1974年)(第2章[44]参照)**

73 最適の紛争解決方法は交渉である。その目的は、漁獲制限、漁獲割当ならびに「漁業禁止水域、許可船舶の隻数と型および協定された規定の統制方式」などの問題を衡平に均衡させ規制するため、両当事国の権利と利益、すなわち沿岸国の優先的権利と原告の権利との間に線を引くことである。これは漁場の詳細な科学的知識を必要とする。関連情報と専門的知識はおもに両当事国が保有していることは明瞭である。この理由から、裁判所は、関連する権利の衡平な調整のための厳密な枠組みを自ら定めようとするれば困難にぶつかるであろう。

78 本判決に基づいて行われる新しい交渉では、両当事国は各々の権利についてのならびにその範囲を決定する一定の指針について前述した [ICJの] 評価の利益を受けよう。両当事国の課題は、各々がアイスランドの12カイリの限界外にある水域で他国の法的権利に合理的な考慮を誠実に払うことを基礎として交渉を行うことであり、特定の状況の事実に基づいて、かつ当該水域に漁業権を確立してきた他の国に考慮を払って、漁業資源の衡平な配分をもたらすことである。それは単に衡平な解決を見出すという問題ではなく、適用できる法から導かれる衡平な解決の問題なのである。

(*I.C.J. Reports, 1974, pp.31-2, 33*)

【資料3】

## (21) トルコに関するパリ条約(1856年)

第8条 トルコと締約国中の一国または数国の間に紛争を生じたときは、これらの各国はその破局を防止するため、兵力に訴える前に他の締約国をして仲介させなければならない。

### 【資料4】

#### (22) 人質事件を含むイラン・米国間紛争を解決するアルジェリア宣言(アルジェリア民主人民共和国政府の宣言(一般的宣言))(1981年1月19日)

アルジェリア政府は、イラン政府および米国政府より、イランにおける52名の米国国民の抑留から生じた両国関係の危機の相互に受諾できる解決を追求する上で仲介者として勤めるよう要請を受け、イランのイスラーム評議会の1980年11月2日の決議に述

べられた4点の枠組みの範囲内で危機を解決するために各々が行う用意のある誓約について両国政府と広範囲に協議してきた。イランおよび米国から受け取った正式な支持に基づいて、アルジェリア政府は、ここに以下の相互に依存する誓約が両国政府によって行われたことを宣言する。

##### 一般原則

この宣言に反映された約束は次の一般原則に基づく。

- A アルジェリア政府の2つの宣言の規定の枠組み内において、かつ、それに従って、米国は可能な限りイランの財政的地位を1979年11月14日以前に存在していた状態に回復する。この点で、米国は4項ないし9項に定めるように、その管轄権内にあるイランのすべての資産の流通性及び自由な移転を確保することを誓約する。
- B アルジェリア政府の2つの宣言の規定の枠組み内において、かつ、それに従って、各当事国政府と他方の当事国の国民の間のすべての訴訟を終結させおよび拘束力ある仲裁裁判を通じてこれらすべての請求の解決と終結をもたらすことが両当事国の目的である。

請求解決協定に関する宣言に定められた手続を通じて、米国はイランおよびイラン国営企業に対する米国の人および機関による請求に関係する米国裁判所でのすべての法的手続を終結させ、その下でなされたすべての差押えおよび判決を無効とし、これらの請求に基づく以後のすべての訴訟を禁止しおよび拘束力ある仲裁裁判を通じてこれらの請求の終結をもたらすことに同意する。

(*Iran-U.S.C.T.R.*, vol.1, 1981-82, pp.3-15)

### 【資料5】

〔図表12-1〕第1回(1899年)および第2回(1907年)のハーグ平和会議で議定された条約・宣言

対象 会議	一般	陸	海	空
第1回 ハーグ 平和会 議	1 国際紛争平和的處理條約	2 陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約	3 1864年8月22日「ジュネヱヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約	4 左記ノ件ニ關スル三箇ノ宣言書 (1)輕氣球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル他ノ方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルヲ禁止スルコト (2)窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ禁止スルコト
		4(3)外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平トナルヘキ彈丸ノ使用ヲ禁止スルコト(ダムダム彈禁止に関する宣言)		
第2回 ハーグ 平和会 議	1 国際紛争平和的處理條約 2 契約上ノ債務同取ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關スル條約 3 開戰ニ關スル條約	4 陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約 5 陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約	6 開戰ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約 7 商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約 8 自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約 9 戰時海軍カラ以テスル砲撃ニ關スル條約 10 「ジュネヱヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約 11 海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約 12 國際捕獲審檢所設立ニ關スル條約 13 海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約	14 輕氣球上ヨリ投射物及爆裂物ノ投下ヲ禁止スルコトニ關スル宣言

(「第1回ハーグ平和會議最終議定書」「第2回ハーグ平和會議最終議定書」(外務省条約局編「条約彙纂(一般國際條約集)」第2巻第1部、1929年、192-215、721-62頁をもとに作成)

〔資料6〕

1904年ドッガー・バンク事件

〔事実〕 ◆日露戦争の際、北海ドッガー・バンク上で、日本方面へ航行中のバルチック艦隊が、英国漁船団を日本の水雷艇と誤信して砲撃した。◆英国はロシアに謝罪・賠償等を求めるとともに、地中海艦隊をジブラルタルに集結させて戦争を開始する構えを見せた。◆ロシアと同盟関係にあったフランスが、英露の開戦を恐れて仲介に乗り出した。◆事件を解決するために、英露米仏澳出身者から成る5人の国際審査委員会が設けられた。◆ロシアが65,000ポンドを支払い円満に解決した。

〔意義〕 国際審査方式の有用性が認められた。

〔資料7〕

レッド・クルセイダー号事件(1962年)【『資』10-23】

〔事実〕 ◆英国-デンマーク間の1959年交換公文では、デンマーク領フェロー諸島の領海基線6カイリの内側での英国船の漁業が禁止されていた。◆1961年5月、英国トロール船レッド・クルセイダー号が同海

域内で操業していたことを理由に、デンマークのフリゲート艦ニールス・エベセン号によって停船を命じられ、拿捕された。◆レッド・クルセイダー号にデンマーク兵2名が乗り込み、ニールス・エベセン号に誘導されて航行するも、途中で拿捕から逃げるべく進路を変更。ニールス・エベセン号は追跡・発砲するも、逃亡を続ける。◆両船は事態の対処に向かった英国フリゲート艦と漁業監視船に遭遇し、デンマーク側と英国側で洋上会議が行われた。◆会談の結果、レッド・クルセイダーは連行されることなく英国の基地アバディーンへと向かった。◆両国は、事件の事実関係に見解の相違があることを認め、国際審査委員会が設置された。◆この国際審査委員会は多くの法律家により構成された点が特徴的であった。

◆最終的には、両国が相互に一切の請求権を放棄して、決着した。

〔意義〕 国際審査の有効性が改めて明らかになった。

【資料8】 国際連合における平和的解決のシステム

紛争当事国（加盟国）

↓付託義務（37-1、）

↑平和的解決の要請（33-2）、勧告義務（37-2）

↑勧告権限（38）

↑勧告権限（10、11）

安保理

- ・職権による調査（34）
- ・職権による勧告（36-1）

勧告（10、11）

注意喚起（11-3）

付託（11-2）

総会

- ・審議（11-1）
- ・勧告（14）

↓勧告権限（10、11）

↑注意喚起（99）

↑注意喚起（35-1）↑

事務総長

通告（12-2）

全ての加盟国

【資料9】

**(50)イラン・イラク戦争に関する安保理諸決議**

**(i) 安保理決議479(1980年)**

- 1 イランおよびイラクに対して、これ以上の武力の使用をただちに慎み、かつ、その紛争を平和的手段によりならびに正義と国際法の諸原則に従って解決することを求める(calls upon)。
- 2 両国に対して、適当な仲介もしくは調停の提供を受諾しまたは地域的機関もしくは取極または国連憲章に基づく義務の履行を容易にする自らが選択するその他の平和的手段に訴えることを勧奨する(urges)。

(2) 安保理決議598(1987年)

安保理は、安保理決議582(1986)を再確認し、イランとイラク間の紛争(conflict)につき、平和の破壊が存在すると決定し、憲章第39条および第40条に基づいて行動して、

- 1 交渉による解決に向けての第一歩として、イランとイラクに対して、即時停戦の遵守と陸、海、空におけるあらゆる軍事行動の中止、ならびに国際的に承認された国境線への遅滞なきすべての兵力の撤退を要求する(demands)。
- 3 実際の敵対行為の停止後、捕虜を1949年8月12日のジュネーブ第3条約に従って遅滞なく釈放し、本国へ送還するよう勧奨する(urges)。
- 4 イランとイラクに対して、この決議を実施し、すべての未解決問題の国連憲章に定める諸原則に従った、双方に受諾可能な、包括的な、公正なかつ名誉ある解決に到達するための事務総長の仲介の努力に協力するよう、求める(calls upon)。

【資料10】

(24) レインボー・ウォーリア号事件に対する国連事務総長の裁定を求める仏・ニュージーランドの付託合意(1986年7月9日)(第9章[36,38]参照)

国連憲章は諸国に国家間の紛争を平和的に解決することを要求する。この原則に従い、フランスとニュージーランドは、その不一致を解決するために国際連合に援助を求めた。両国は、各当事国が衡平と信頼する決定を目的として、ウォーリア号事件から生じた両国間の一切の紛争を国連事務総長に付託することに合意した。

フランスとニュージーランドは、事務総長に対してただちに自国の立場を陳述する。両国は事務総長のなした決定に従うことに合意した。事務総長はこの任務を引き受け、かつごく近い将来にこの決定を下す用意がある旨の意思を表明した。

(R.G.D.I.P., Tome 90, 1986, pp.993-4)

(26) 仏・ニュージーランド間のレインボー・ウォーリア号事件仲裁裁判協定(1986年交換公文と1989年補足協定)(第9章[コラム9-4]、[36,38]参照)

(1) 1986年7月9日の交換公文

私は、国連事務総長の裁定に照らして本日締結された2つの協定に言及する光栄を有します。

当該裁定に基づいて、私は、さらに、これら2つの協定のいずれかの解釈または適用に関する紛争であって外交的経路を通じて解決することができなかったものは、両国政府のいずれか一方の請求により以下の条件の下で仲裁裁判所に付託されることを提案する光栄を有します。

- (a) 各政府は、紛争の仲裁裁判を求める書面の請求のいずれか一方の政府による他方の政府に対する送達の日から30日以内に裁判所の裁判官を指名し、両国政府は、当該日から60日以内に裁判長となる裁判所の3番目の裁判官を任命する。
- (b) 定められた期間内にいずれかの政府が裁判所の裁判官を指名しないかまたは3番目の裁判官について合意のない場合には、国連事務総長は、両国政府と協議した後、裁判所の1または複数の裁判官を選任することにより必要な任命を行うことを要請される。
- (c) 裁判所の裁判官の過半数をもって定足数とし、すべての決定は多数決により行われる。
- (d) 裁判所の決定は、その構成、手続および管轄権に関するすべての決定を含めて、両国政府を拘束する。

以上のことがニュージーランド政府に受け入れられます場合には、私は、この書簡とそれに対する受諾の旨の閣下の回答が本日より効力を有する両国間の協定を構成することを提案いたします。

(2) 1989年2月14日の補足協定

ニュージーランド政府と仏政府は、

レインボー・ウォーリア号事件に関する国連事務総長の裁定に続く1986年7月9日の交換公文により締結された3つの協定を想起し、

さらに、第3協定が最初の2つの協定のいずれかの解釈または適用に関する紛争であって外交的経路を通じて解決できなかったものの解決のために仲裁裁判手続を設けていることを想起し、

ニュージーランド政府が1988年9月22日の外交覚書によりこのような紛争を解決するためにこの手続が利用されることを請求したことに留意し、

また、第3協定に基づいて次の者からなる仲裁裁判所が設置されたことに留意し、  
[3名の氏名等略]次の通り協定した。

第2条 裁判所の決定は、1986年7月9日の交換公文によりニュージーランド政府とフランスの間で締結された協定、この協定ならびに適用できる国際法の規則および原則に基づいて行われる。